

令和元年度第1回佐倉市総合教育会議

1. 日 時 令和元年7月17日（水）午後1時10分～2時30分（予定）
 2. 会 場 佐倉市役所議会棟2階 第3委員会室
 3. 内 容
 - (1) 市長あいさつ
 - (2) 議事
 - ①協議・調整事項
 - ・令和元年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策について
 - ・佐倉市教育大綱の策定について
 - ②報告事項
 - ・いじめ問題に関する取組状況について
 - (3) 事務連絡
-

会議資料

1. 出席者名簿 p. 1
2. 令和元年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策 p. 2
3. 佐倉市教育大綱の策定について p. 8
4. いじめ問題に関する取組状況について p. 16

令和元年度 第1回総合教育会議出席者名簿

(出席者)

佐倉市長	西田 三十五
佐倉市教育委員会教育長	茅野 達也
佐倉市教育委員会教育長職務代理者	関山 邦宏
佐倉市教育委員会委員	菅谷 義範
佐倉市教育委員会委員	熊倉 夏子
佐倉市教育委員会委員	小菅 広計

(説明職員)

企画政策部長	岩井 克己
企画政策部 企画政策課長	和田 泰治
教育委員会事務局 教育次長	花島 英雄
教育総務課長	川島 淳一
学務課長	林 一裕
指導課長	竹内 重幸
教育センター所長	榎本 泰之
社会教育課長	高橋 慎一
文化課長	鈴木 千春

(事務局職員)

企画政策課主査	齋藤 雅一
教育総務課教育総務班長（企画政策課併任）	鈴木 康二
教育総務課企画財務班長（企画政策課併任）	今川 孝夫
教育総務課主任主事（企画政策課併任）	實川 和博

令和元年度 教育大綱に基づく佐倉市の教育施策

～魅力ある心豊かなふるさと佐倉のひとづくり、まちづくり～

基本方針1

豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育を充実させます

確かな学力

■ 確かな学力の向上〔指導課・教育センター〕

- 全国学力・学習状況調査への参加。
- 佐倉市独自の学習状況調査の実施。

【重点】学習状況調査の実施

- 主体的・対話的で深い学びを意識した授業改善。
- 「好学チャレンジ教室」の開催。
- 思考力や判断力、表現力などを培う授業の実践。
- 研究指定校・モデル校の指定。

■ 学習意欲の向上〔教育総務課・学務課・指導課〕

- 高校生を対象とした奨学金の支給。
- 小中学校就学援助制度による経済的な負担の軽減。
- 大学等との連携による「学力向上支援事業」、「ちば!教職たまごプロジェクト」等の実施。
- 【拡充】全小中学校に派遣している外国人英語指導助手を2名増員。
- 理科支援員の派遣。
- 奉仕活動や緑化推進運動などの体験。
- 「楽しい科学教室」、「児童生徒科学工夫作品展」の開催。

■ 指導の質の向上〔学務課〕

- 少人数によるきめ細かな指導の実践。
- 【拡充】和田小学校に学校支援補助教員1名を新たに配置。

【重点】小規模校学校活力の向上

- 個に応じた学習支援を行うため、学校支援補助教員を配置。

■ 教職員の質の向上〔学務課・指導課・教育センター〕

- 「佐倉市教職員研修体系」に基づく研修会の開催。
- 指導主事等による計画的な学校訪問。
- 教育委員等による定期的な学校訪問。
- 佐倉市教育センター等報告会の開催。

健やかな体

■ 学校給食を活かした食育の推進〔指導課〕

- 安全・安心な給食の提供(地場産物を中心とした献立作りの推進、放射能検査)。
- 家庭・地域対象の給食試食会等、食育の推進。
- 生活習慣病予防教育における食生活個別相談の充実。

【重点】食育の推進

- 全小中学校で、食物アレルギー対応のためのエビ・ペン研修会を実施。
- 給食施設・設備の維持補修、更新等。

■ 児童生徒の体力向上の推進〔指導課〕

- 体力向上推進会議・小中体育大会等の開催。

【重点】児童生徒の体力向上の推進

- 民間プールとの連携による水泳授業の取り組み。
- 各種検診の実施と事後措置の徹底による児童生徒の健康増進。

豊かな心

■ 心の教育の充実〔指導課・教育センター〕

- 佐倉学道徳副読本「佐倉の道徳」の活用(郷土の先人等を題材)。

【重点】佐倉の地域性を活かした道徳教育の推進

- 次期学習指導要領に合わせた道徳教材及び指導案の改善。
- 美術館や音楽ホール等との連携事業の実施。
- 社会人活用による授業・部活動の充実やキャリア教育の推進。
- 主体的に考え、議論する道徳指導の研究の推進等。

■ 一人ひとりのニーズに合った教育の推進〔教育センター〕

- 教育支援委員会の開催。
- 特別支援教育支援員の配置。

【重点】特別支援教育の推進

- 佐倉市特別支援教育連絡協議会による子供へのサポート体制。
- 学校支援コーディネーターの派遣等、インクルーシブ教育システム推進事業の実施。

■ 学校教育相談の充実〔教育センター〕

- 教育センターや適応指導教室などを活用した教育相談の充実。

【重点】教育相談の充実

■ 読書や芸術・文化学習の支援〔学務課・教育センター・図書館・市民音楽ホール・美術館〕

- 「朝の読書」などの読書活動の充実。学校図書館司書の配置。
- 学校図書館蔵書整備。学習教材用新聞の配備。
- 学校巡回音楽鑑賞会、合唱教室、ハンドベル教室の開催。
- 学校・美術館連携プログラムによる美術教育の支援(出前授業等)。

ふるさと佐倉への愛着と誇り

■ 「佐倉学」の推進〔指導課〕

- 全小中学校における「佐倉学」の推進と、希望校を対象とした「佐倉学検定」の実施。

【重点】学校教育における佐倉学の推進

■ 地域教材を活用した学習の推進〔指導課〕

- 社会科副読本「わたしたちの佐倉市3、4年生版」の活用、
佐倉学副読本「ふるさと佐倉の歴史」の一部改訂と活用。

【重点】学校教育における佐倉学の推進(再掲)

いじめ防止の取り組み

■ いじめ防止の取り組み〔指導課〕

- 「佐倉市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ防止対策の推進。

【重点】いじめ防止対策推進事業

「佐倉市いじめ対策調査会」、「佐倉市いじめ問題対策連絡協議会」、
「佐倉市いじめ防止子供サミット」の開催。

学校支援アドバイザーの巡回派遣等。

教育環境の整備

■ 学校の施設整備の推進〔教育総務課〕

- 【継続】普通教室等への空調設備の整備及び維持管理の実施。
- 体育館屋根落下防止事業、給水設備更新工事等の実施。

【重点】小中学校施設の環境整備

- 災害発生時における通信手段の確保。

■ 学校の教育環境の整備〔学務課〕

- 「東日本大震災」を教訓とした防災体制の推進。防災教育の充実。
- 教材備品や情報機器の整備。コンピュータを活用した情報教育の推進。

■ 通学路の安全の確保〔学務課〕

- 児童生徒が安心して通学できるための、安全確保・パトロール。

【重点】通学路の安全確保

基本方針2

学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育みます

地域に開かれた学校づくり

■ 地域に開かれた学校づくり〔学務課・指導課〕

- 学校・保護者・地域と連携したアイアイプロジェクト活動の推進。
スクールガードフォーラム等の開催。スクールガードボランティア活動の支援。

【重点】アイアイプロジェクト活動の推進

- 地域・保護者が参画し、地域に支えられる学校づくりの推進。
小学校6校、中学校3校に学校運営委員会を設置。

【重点】学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進

地域との連携

■ 地域とのつながりや連携の推進〔社会教育課・公民館・学務課〕

- 地域との連携による通学合宿の実施。
- 各地域の児童同士の交流を図る交流合宿の実施。

【重点】地域性を活かした児童交流の推進

- 地域交流を図る公民館祭の開催や社会教育団体の育成・支援。

■ 家庭教育の充実〔社会教育課・公民館・図書館〕

- 中学生を対象とした子育て理解講座や保護者を対象とした子育て学習の実施。

【重点】子育て講座の開催

- 学校における家庭教育学級や公民館における家庭教育事業の充実。

■ 幼稚園児の就園の支援〔学務課〕

- 市立幼稚園の教育環境充実。園児の就園支援。
- 市立幼稚園における預かり保育・園庭開放等の実施。

■ 関係機関との連携強化〔社会教育課・公民館〕

- PTA活動団体への支援。関係機関と連携した情報交換の推進。

市民の参加・協働事業の推進

■ 教育に関する市民参加の促進〔教育総務課等〕

- 教育懇話会の開催。

【重点】教育懇話会の開催

- 『我ら学び隊』等、生涯学習・文化行事の情報発信。

■ 市民による教育と文化の育成〔図書館〕

- 市民読書感想文集『さくらおぐるま』の発行等。

■ 市民との協働事業の推進〔教育総務課・文化課・美術館〕

- 「佐倉市教育の日(11月16日)」関連行事の開催。

【重点】佐倉市教育の日の趣旨に沿った関連行事の開催

- 佐倉市民文化祭など、市民が参画する事業の推進。

基本方針3

生涯にわたる学びを支援し、人権・平和教育を推進します

生涯にわたる学びの支援

■ 公民館等の社会教育機能の拡充〔社会教育課・中央公民館・公民館・図書館〕

- 大学等を活用した市民向け公開講座の開催。
- 公民館・図書館における各種講座の実施。
- 図書館が収蔵する郷土資料の充実。
- 幼児・児童向けのおはなし会やブックトーク等の開催。

【重点】市民カレッジ事業

■ 地域活動の担い手の育成〔臼井公民館・中央公民館・公民館・図書館〕

- コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の活動推進。
- 【重点】コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の運営
- 市民カレッジ事業やボランティア養成講座等の実施。

【重点】市民カレッジ事業(再掲)

■ “佐倉ならではの” 情報発信の強化〔図書館・美術館〕

- メディアを活用した「佐倉学」の情報発信。
- 佐倉ゆかりの美術作家等の調査・研究、展覧会の開催。

■ 「佐倉学」の推進〔社会教育課・公民館〕

- 公民館等における「佐倉学」講座や「佐倉っ子塾」の開催。

【重点】社会教育における佐倉学の推進

■ 新たな学ぶ意欲の喚起〔文化課〕

- 市内指定文化財等の周知・公開(旧堀田邸・武家屋敷・佐倉順天堂記念館等)。
- 埋蔵文化財や歴史民俗資料の保全・活用、見学会の実施等。

【重点】文化財普及活動の推進

- オランダ児童との交流事業の実施。

■ 社会教育施設の整備の推進〔社会教育課・図書館〕

- 図書館など、社会教育施設の整備・補修。

【重点】佐倉図書館の整備

【継続】(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備に係る実施設計の実施。

■ 生涯学習の推進〔社会教育課・臼井公民館・公民館・図書館・美術館〕

- コミュニティカレッジさくら等の市民大学の開講。

【重点】コミュニティカレッジさくら・さくら学び塾の開設(再掲)

- 学校一般開放等によるスポーツに親しむ機会の提供。
- 文学、歴史等の一般的教養に関する講演会の実施。

人権・平和教育の推進

■ 生涯学習の推進〔社会教育課・図書館〕

- 人権教育講座の実施。
- 終戦の日に合わせて図書館における平和関連書籍の配架。

基本方針4

歴史・文化の保全活用と芸術・文化の振興を推進します

歴史・文化の保全活用

■ 歴史文化資産の保全活用〔文化課〕

- 市民文化資産の選定・保全、活用と普及。

【重点】市民文化資産の保全と活用

- 歴史文化資産の学習会・見学会の開催。
- 【継続】市指定文化財北条氏勝寄進資料の修理修復。
- 国指定史跡の本佐倉城跡と井野長割遺跡の保存・整備。

【重点】井野長割遺跡の保全・整備と活用

■ 歴史的建造物の保全・整備〔文化課〕

- 登録有形文化財制度の周知と登録物件の活用推進。
- 旧駿河屋住宅の適切な維持管理。

芸術・文化の振興

■ 芸術・文化活動の充実〔文化課・市民音楽ホール・美術館〕

- 映画上映会「キネマの夕べ」、市役所ロビーコンサートの開催。
- 市民音楽ホールを拠点とした多彩な事業展開。
- 市立美術館を拠点とした企画展等の開催。
「小林ドンゲ展」(仮称)、「メスキータ展」(仮称)等。
- 芸術文化活動団体の支援・育成。
- 女子美術大学・順天堂大学、国立歴史民俗博物館等との連携協働。

佐倉市教育大綱の策定について

1. 教育大綱とは

- ◎教育の目標や施策の根本的な方針。
- ◎総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定するもの。

2. 策定方針

- ①第5次佐倉市総合計画について、令和2年度からのスタートに向け、策定のための検討が進められており、その内容を踏まえたものとして表現することとする。
- ②第5次佐倉市総合計画を教育の分野から支える佐倉教育ビジョンについて、第5次佐倉市総合計画と同様に令和2年度からのスタートに向け、策定のための検討を進めており、佐倉教育ビジョンの基本理念・めざすべき佐倉市民像・基本方針等の設定にあっては、第5次佐倉市総合計画の内容を踏まえたものとする。
- ③結果、令和元年度に策定する佐倉市総合計画前期基本計画及び佐倉教育ビジョンと整合させたものとして表現することとする。

3. 対象期間

【案】総合計画前期基本計画に合わせた4年間とする。（市長任期に連動）

※その他のケース

- ・総合計画（基本構想）に合わせた12年間とする。
- ・特に期間を定めず、必要に応じ改廃するものとする。

4. 教育大綱の量的イメージ

◎基本方針程度までの骨格的な内容

【案】総合計画前期基本計画の骨子部分のうち、教育等関係部分

※その他のケース

- ・他の計画をもって大綱に代えることとすることを決定する。
※総合計画前期基本計画等他の計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされており、そのような定め方も可能。

5. 策定プロセス

- ①総合教育会議での協議
 - 政策調整会議付託（策定する内容等により実施の可否を決定）
 - パブリックコメント（策定する内容等により実施の可否を決定）
- ②市長による決定

大綱の基本方針イメージ（総合計画骨子案より）

基本方針1 文化・芸術振興

歴史のまち佐倉には、原始・古代からの多数の文化財があり、市民と共に、これからも守り、生かし、伝えていきます。また、芸術・文化活動を担う市民の自主性、創造性を尊重し、活動の場や発表の機会を提供するとともに、市民が気軽に芸術・文化にふれあえる環境の充実に努めます。

基本方針2 学校教育

中・長期の教育指針である佐倉教育ビジョンに基づき、基本理念や目指すべき市民像の実現に向けて、各種教育施策を実施します。また、佐倉を素材とした道徳教材の作成や読書活動の推進、社会人活用やキャリア教育などの指導プログラムを実施し、子どもたちの心の居場所となる学校づくりを推進します。

郷土佐倉に対する誇りや愛着を育むことを目的とする佐倉学を普及・定着させます。

基本方針3 教育環境

子ども達が安全・安心して学び生活できるように、老朽化した建物や設備を計画的に改修するとともに、情報機器等の整備など、時代の変化に対応した学習環境を整えます。地域に開かれた学校づくりを目指して、保護者や地域の方に学校をよく知ってもらうため、学校に関する情報を積極的に提供するとともに、保護者や地域の方とともに歩む学校運営を行います。また、障害がある子どもたちの態様に応じたふさわしい学習環境を提供するとともに、悩みを抱える子どもたちに対する相談・支援体制を充実します。

基本方針4 生涯学習

活力あるまちの実現に向け、各種事業を提供し、地域人材の育成を推進します。また、公民館・図書館といった社会教育施設の整備を総合的・計画的に進めます。

基本方針5 青少年健全育成

学校・家庭・地域社会とより一層の連携のもと、地域の教育活動を推進します。また、青少年健全育成のための団体支援や青少年活動の担い手を育成し、子どもの当事者性を活かした事業を展開します。

基本方針6 スポーツ振興

第5次佐倉市スポーツ推進計画に基づき、市民体育大会や佐倉朝日健康マラソン大会、各種スポーツ教室の開催・充実により、日常的に地域の中でスポーツや身近に楽しめる運動などを通じた心と体の健康づくりを促進します。また、スポーツ施設・設備の修繕・改修を行い、適切に管理・運営することにより利用者の利便性を維持・向上します。

基本方針7 高等教育機関等との連携

多様化する地域課題の解決に向け、高等教育機関等の専門的知見による協力を得て、これまでの連携事業の拡充に努めるとともに、教育・文化の振興、人材育成など様々な分野において、新たな協力体制の構築を図ります。

佐倉市教育大綱

- 魅力ある心豊かなふるさと佐倉の人づくり、まちづくり -

1. はじめに

人口減少社会の到来により、地域社会を支える基盤の脆弱化が懸念される中、個人の様々な能力を開花させ、その精神を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である教育の意義はますます高まっています。

また、過去に例を見ない社会情勢の変化に対応し、更に新たな価値を創造していくためには、進取の精神を育ててきた佐倉の歴史から学ぶところは今なお大きいものがあります。

佐倉市は、このような認識の下、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、「ふるさと佐倉」を育てる人づくりを念頭に、佐倉学を推進し、教育のさらなる充実に取り組むため、ここに佐倉市教育大綱を定めます。

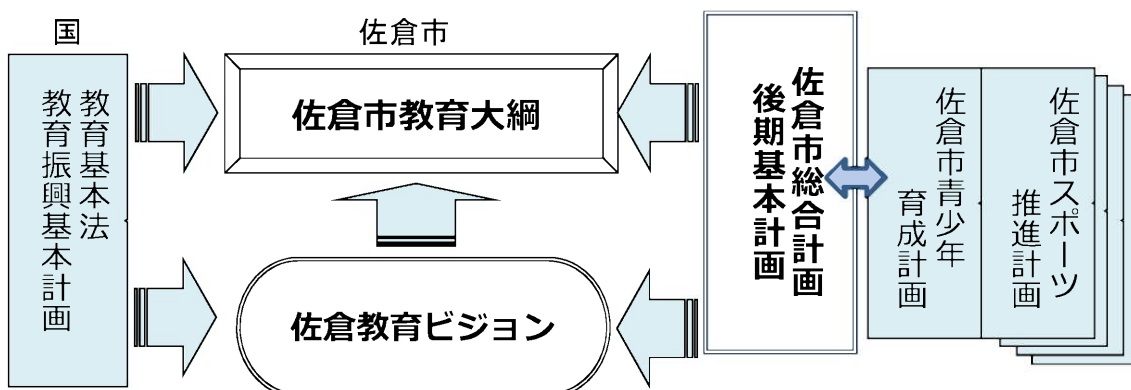
大綱の実現に当たり、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保した上で、佐倉市が直面する様々な課題に対して、市長と教育委員会が共通認識を持ち、協議、調整及び連携協力を図ることとします。また、教育の推進に当たっては、地域社会が一体となって取り組むものとし、

2. 策定の趣旨及び基本的な考え方

佐倉市教育大綱（以下「大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

佐倉市においては、「佐倉教育ビジョン」及び「佐倉市総合計画 後期基本計画」とこれに関連する各個別計画において、教育、学術及び文化に関する計画がなされていることから、これらの内容を踏まえ、本市が進めるべき方針を大綱として定めることとし、その期間を後期基本計画と連動させた、平成31年度までとします。

各施策等の関連（イメージ）



3. 大綱の基本方針

基本方針1 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育を充実させます

進展する社会の中で、子どもたちが力強く生きていくために、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を育むとともに、「ふるさと佐倉」への愛着と誇りを涵養します。

子どもたちの発達段階に応じた心の教育を推進し、いじめの防止に向けて、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となり、「いじめは起こりうるもの」として捉え、「いじめを絶対に許さない、見逃さない」という認識のもと、いじめ根絶に取り組みます。

基本方針2 学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育みます

地域に開かれた学校づくりを推進し、学校・家庭・地域が互いの役割を果たしながら、連携を進めることのできる取り組みを行います。

ボランティアや地域行事への参加を積極的に推進し、世代間交流を深めながら、市全体で青少年の健全育成に取り組みます。

基本方針3 生涯にわたる学びを支援し、人権・平和教育を推進します

自ら学ぶ風土のもと、市民の多様な学習ニーズとライフステージに応じた学習機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境を整備し、心と体の健康づくりを推進します。併せて、市民の多様な学びを地域に活かすための仕組みを充実させます。

人権意識を醸成し、偏見や差別のない社会を創造するとともに、平和の大切さを広め、国際交流や異文化を理解するための取り組みを行います。

基本方針4 歴史・文化の保全活用と芸術・文化の振興を推進します

「好学進取」の精神に富んだ佐倉市には、文化の発展を支える確かな気風があり、数多くの歴史文化資産が存在します。これらの特色を活かしながら、数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に向けた取り組みを行います。

また、文化的行事の充実を図るとともに、市民の芸術文化活動を支援し、佐倉から芸術文化を創造・発信します。

平成28年 1月

佐倉市長 巖 和雄

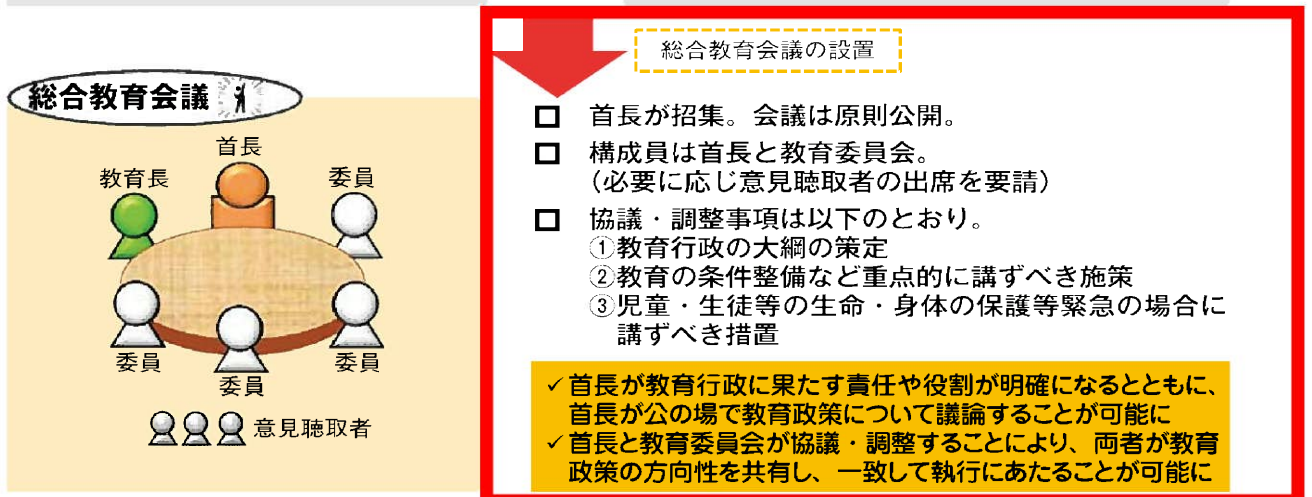
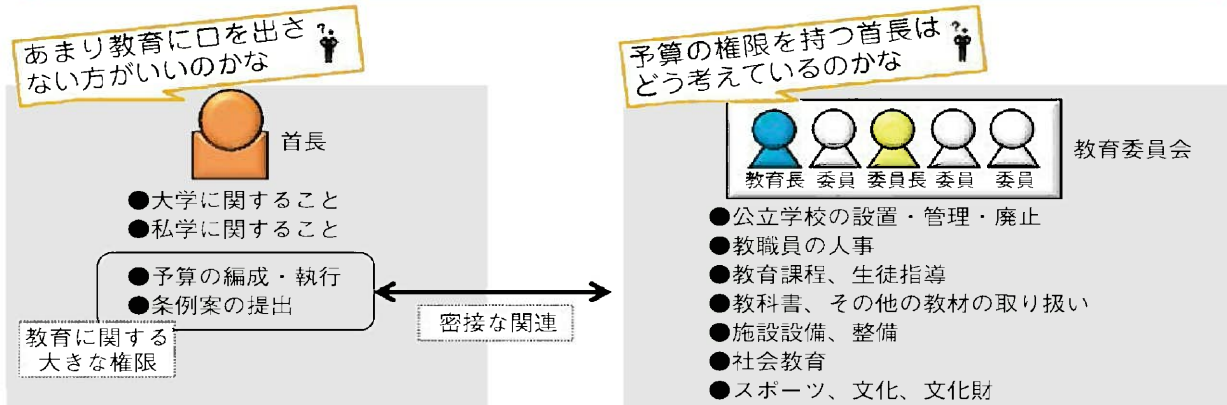
総合教育会議の設置と大綱の作成について

(総合教育会議の設置目的)

地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



(大綱の目的)

地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

教育基本法 (抜粋)

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

いじめ問題に関する取り組み状況について

佐倉市教育委員会 指導課

(1) いじめ防止対策に向けた方針等の状況

- 平成29年 3月 国法「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定
国法「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定
- 平成29年11月 県条例「千葉県いじめ防止基本方針」を改定

(2) 佐倉市いじめ防止対策推進事業における取組状況

- 4月～ 「学校支援アドバイザー巡回派遣」開始
- 4月～ 「いじめ月例調査」開始(24年度から継続)
- 4月～5月 「全34小中学校を会場とした生徒指導研修会」実施
- 7月12日(金) 「佐倉市いじめ問題対策連絡協議会」開催(28年度から継続)
- 8月 5日(月) 「第1回佐倉市いじめ対策調査会」開催予定(28年度から継続)
- 8月 9日(金) 「佐倉市いじめ防止子供サミット」開催予定(26年度から継続)
- 令和2年2月 「第2回佐倉市いじめ対策調査会」開催予定
- 年7回 「生徒指導担当者会議・連絡会議」を通じた学校間の情報共有
- 年5回 「長欠対策研修会、教育相談基礎講座」等を通じた指導技術の向上
- 通年 「児童青少年課と連携したケース会議」の展開

(3) いじめの状況

○令和元年5月30日までの状況

①認知件数

小 学 校	中 学 校	小 中 合 計	()内の数値は、前年度5月末との比較
143件 (+10)	39件 (±0)	182件 (+10)	

- #### ②状 況
- 解消している： 41件
取り組み中： 141件
その他： 0件

- #### ③内 容
- ・「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句嫌なことを言われる」が93件でもっとも多い
 - ・「軽くぶつかられたり、遊んだふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が46件で次に多い

- #### ④発見のきっかけ
- ・本人からの訴えが62件でもっとも多い
 - ・アンケートが36件で次に多い

○平成30年度末の状況

別 紙

平成30年度 佐倉市小・中学校におけるいじめの状況について

(平成31年3月末現在)

1. いじめの認知件数

	H30年3月末	H31年3月末	前年度同月比較
小学校	218	363	+ 145
中学校	115	112	- 3
合計	333	475	+ 142

2. H31年3月末 いじめの状況

	解消している	取組中	その他	合計
小学校	300	63	0	363
中学校	96	16	0	112
合計	396	79	0	475

3. H31年3月末 いじめの内容(件数の多いもの上位3項目) ※複数選択可

	小学校	中学校	合計
冷やかしかからかい、悪口や脅かし、文句や嫌なことを言われる	222	74	296
軽くぶつかられたり、遊んだふりをして叩かれたり、蹴られたりする	73	14	87
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	55	12	67

4. いじめ発見のきっかけ

		H30年3月月末			H31年3月末		
		小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
学校が発見		67	41	108	112	21	133
内訳	担任教師	21	6	27	55	6	61
	担任外教師	10	3	13	14	5	19
	養護教諭	0	0	0	2	1	3
	SC・相談員	1	0	1	0	2	2
	アンケート	35	32	67	41	7	48
学校以外からの発見		151	74	225	251	91	342
内訳	本人	55	41	96	102	51	153
	本人の保護者	61	22	83	86	25	111
	他の児童生徒	21	8	29	42	12	54
	他の保護者	11	2	13	16	3	19
	地域住民	1	1	2	2	0	2
	関係機関	2	0	2	3	0	3
	その他(匿名等)	0	0	0	0	0	0
合計		218	115	333	363	112	475